

千葉市中小企業資金融資審議会設置条例

平成3年12月13日
条例第61号

(設置)

第1条 本市は、千葉市中小企業資金融資審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて中小企業者に対する資金の融資に関する事項について審議し、市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 中小企業者を代表する者
- (3) 金融機関の職員
- (4) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
(千葉市中小企業資金融資条例の廃止)
- 2 千葉市中小企業資金融資条例（昭和38年千葉市条例第53号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。